

一般社団法人
全国植物検疫協会
Japan Plant Quarantine Association
▶ Home

Menu

- 全植検協の概要
- 事業案内
- 出版物一覧
- 植物検疫情報
- 定款・財務資料等
- 輸出用木材くん包材の消毒証明
- 農産物の輸出に関する相談窓口**
- 植物検疫・植物防疫所
植物検疫の輸出入を絶えずサポート
- プライバシーポリシー
免責事項
- 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3伊田ビル5F
TEL : 03-5294-1520 FAX : 03-5294-1525

ホーム > 農産物の輸出に関する相談窓口

農産物の輸出に関する相談窓口

一般社団法人全国植物検疫協会は、当協会が植物検疫に関して知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも重要な役割と判断し、農林水産省の「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」の受託主体となり、当該事業を受託実施することとなりました。

当該事業は、平成28年5月に取りまとめられた「農林水産物の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するため、植物検疫や病害虫防除・栽培管理、農薬の残留等に関する専門家が輸出産地等に出向いて実地に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に即した助成体系や栽培方法等の普及を促進するというものです。

このほど、当協会では、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者からの植物検疫や農薬の残留等に関するご相談をお受けするための無料相談窓口を設置し、ご相談者様の費用負担なしで、相談内容に応じて適切な専門家を選定し、迅速な体制を整備しましたので、お知らせします。

つきましては、農産物の輸出に関するご相談、当該サポートに関するご要望・ご質問等がございましたら、当協会まで、お気軽にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

サポート事業に係るリーフレットはこちら

専門家の募集

（一社）全国植物検疫協会では、農産物の輸出に係るサポート事業の専門家を募集しています。

募集する専門家は、植物検疫、病害虫防除・栽培管理、農薬の残留等に関して、農産物を輸出しようとする者に対し、適切な指導等ができる方です。応募される場合は、別紙の募集要領を参照の上、応募用紙に必要事項を記入して、当協会サポート事務局まで提出（電子メールでの送付可）してください。

- 専門家の応募用紙 → [【EXCEL版】](#) [【PDF版】](#)
- 募集要領 → [【PDF】](#)

▶ [電子メールによるご相談・ご質問等ははこちらから](#)

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制に係る相談窓口

一般社団法人全国植物検疫協会
TEL : 070-1187-1520 FAX : 03-5294-1525

▶ [ブロック（都道府県）ごとの相談窓口はこちらから](#)

農産物の輸出に係る関係機関

農林水産省本省	
植物防疫所	
北海道農政事務所	
東北農政局	
関東農政局	
北陸農政局	
東海農政局	
近畿農政局	
中国四国農政局	
九州農政局	
内閣府沖縄総合事務局	
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	
全国農業協同組合連合会 輸出ワンストップ窓口	

Copyright (C) 2012 Japan Plant Quarantine Association. All Rights Reserved. [Privacy Policy](#)

図 4 - 1 全植検協のホームページの相談窓口等の案内サイト

[カスタム検索](#)
[お問い合わせ](#)
[中](#)
[大](#)

一般社団法人
全国植物検疫協会
Japan Plant Quarantine Association

Home

Menu

- 全植検協の概要
- 事業案内
- 出版物一覧
- 植物検疫情報
- 定款・財務資料等
- 輸出用木材こん包材の消毒証明

農産物の輸出に関する **相談窓口**

植物検疫・植物防疫所
農産物の輸出入手続はこちら

プライバシーポリシー
免責事項

一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区神田3-4-3伊田ビル5F
TEL : 03-5294-1520 FAX : 03-5294-1525

農産物の輸出に関する
相談窓口

ホーム > 農産物の輸出に関する問い合わせフォーム

農産物の輸出に関する問い合わせフォーム

以下のフォームに必要事項を入力し、[確認]ボタンを押してください。
情報の取り扱いについては、「[プライバシーポリシー](#)」をご覧ください。
このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。
入力に際しては、半角カタカナ、九箇みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの機種依存文字はお使いいただけません。
ご質問の内容は、できる限り具体的に記述してください。

『メールアドレス』欄に入力されたアドレス宛に、折り返しご連絡いたします。
※『*』は必須項目です。必ずご入力・ご選択をお願いいたします。

所属先 (社名・団体名等) *	
業種 *	☐ 産地 ☐ 販売業者 ☐ 流通業者 ☐ その他
都道府県 *	選択してください
お名前 *	
お名前 (かな) *	
TEL (携帯用) *	- -
FAX	- -
メールアドレス *	
メールアドレス確認 *	
件名 *	
お問い合わせ内容 *	輸出先国や輸出品目を記載するなど、できる限り具体的に記述してください。

[確認](#)
[リセット](#)

図 4 - 2 全植検協のホームページの農産物輸出に係る問合せフォーム



農産物の輸出に係る相談窓口

一般社団法人全国植物検疫協会は、当協会が維持・発展に際して知識や経験も持ち合わせており、正真正正、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも重要な役割と認識し、農林水産省の「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備費助成事業」の実施主体となり、当該事業を委託実施することとなりました。

当該事業は、平成29年5月に取りまとめられた「農林水産物の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するため、植物検疫や病害虫防除・栽培管理、農産物の品質等に関する専門家が輸出産地等に出向いて農産物に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に準じた管理体制や栽培方法等の普及を促進するというものです。

この中で、当協会では、輸出に取り組もうとする産地や産農・販売事業者からの植物検疫や農産物の品質等に関するご相談をお受けするための無料相談窓口を設置し、ご相談者様の費用負担なく、相談内容に応じて適切な専門家を選定し、派遣する体制を整備しましたので、お知らせします。

つきましては、農産物の輸出に関するご相談、当該サポートに関するご要望・ご質問等がございましたら、当協会まで、お気軽にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

農産物輸出等に関する注目情報

2018-04-31 当協会サポートホームページを開発いたしました。

農産物輸出サポート事業
 AGRICULTURAL PRODUCT SUPPORT SERVICE
 Thank You

このページを開くと、お電話でも助けてください。

輸出サポート専用ページ
 Export support private page

農産物輸出サポート事業
 専門家募集
 AGRICULTURAL PRODUCT SUPPORT SERVICE
 SPECIALIST RECRUITING
 Thank You

リーフレット
 Leaflet
 Thank You

一般社団法人全国植物検疫協会
 〒101-0047
 東京都千代田区内神田3-4-3
 伊田ビル
 TEL.070-1187-1520
 FAX.03-5294-1525

図5 リニューアルした全植検協の農産物輸出に係るサイト

エ その他

農産物の輸出に取り組む産地等への情報発信を強化するため、全国農業協同組合連合会の協力を得て、同連合会のホームページ (<https://agri.ja-group.jp/export/case/jagroupcase/2195/>) に本事業を紹介及びリーフレットのPDF版の掲載を行っていただいた。

また、全植検協の広報誌である「全植検協通報」（全植検協会員や地域協会の会員などに約1,060部を定期的に配付している。図6及び図7参照。）や地域協会の発行している会員誌等に事業内容等の掲載を行うなど植物検疫の関係者に対しても、本事業を産地等に紹介していただくよう呼びかけた。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業について

農林水産省は、平成 29 年 2 月 15 日に「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を平成 29 年度から実施するとして総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨を公告した。全植検協では、当会が植物検疫に関して、知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも当会の役割と判断し、応札したところ、3 月 17 日に当会が落札した。

当該事業の目的は、平成 28 年 5 月にまとめられた「農林水産業の輸出強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠であること、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が設定されていないかまたは極めて低く設定されている場合、我が国で従来可能な標準が設定されることなどの課題を解決する必要があることなどから、植物検疫や病害虫防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進することである（別図参照）。

このため、全植検協では、当該目的を達成するため

に次により事業を推進することとしている。

（１）専門家リストの整備

①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野において、現場指導の経験を有する者を全国的に募集し、選定委員会で選定して専門家リストを整備する。

（２）相談窓口の設置

輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができる相談窓口を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設する。また、当該相談窓口の開設について広報誌を作成して関係機関に配布し広報する。

更に、全植検協ホームページを改修し、相談窓口の開設案内するほか、関係機関のリンク掲載を行う。

（３）輸出産地等の現状把握の実施

輸出産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、相談受付から輸出実現までの取り組みを記録する「産地・事業者カルテ」を作成する。

なお、「産地・事業者カルテ」は次のような内容とする。

- ① 相談者の所属、氏名、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ ②について、輸出先国の規制に関する情報収集の状況
- ④ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ⑤ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）
- ⑥ 輸出に当たって、相談者が抱える課題

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業のイメージ

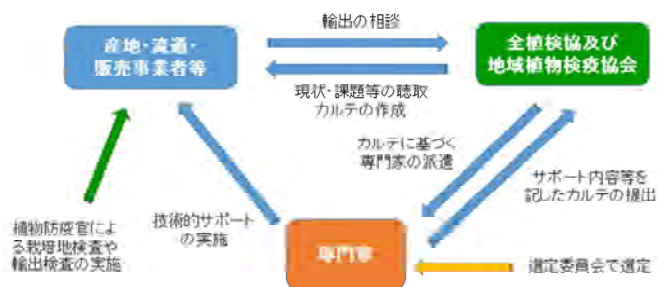


図 6 - 1 全植検協通報第 1 1 9 号